

**袋井市学校給食調理・配達等業務  
受託者募集要項**

**令和8年1月  
袋井市**

## 目 次

1	目的	1
2	募集要項等の定義	1
3	募集の概要	1
4	事業の概要	2
5	事業期間	3
6	応募に関する事項	3
7	応募に関する留意事項	7
8	提案書の審査及び優先交渉権者の選定	7
9	業務委託契約及び委託料	10
10	業務の継続が困難となった場合の措置	12
	提案事項について	13
(様式第1号) プロポーザル実施説明会参加申込書		
(様式第2号) 質問書		
(様式第3号) 応募意思表明書		
(様式第4号) 宣誓書		
(様式第5号) 見積書		

## **1 目的**

袋井市は、市内3つの学校給食センターの調理・配送等業務及び小中学校・幼稚園配膳業務（以下「本委託業務」という。）を民間事業者に委託しているが、令和8年7月末をもって契約履行期間が完了します。

本市では、引き続き本委託業務について、民間事業者委託により運営することとし、その事業者の選定にあたっては、安全・安心な学校給食の安定的供給を確保する観点から、豊富な業務経験を有し、確かな調理従事体制や研修体制等が確立できることが重要であることから、プロポーザル方式により、受託者の選定を行うものです。

## **2 募集要項等の定義**

この募集要項は、本委託業務の受託者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。本募集要項に併せて配付する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を「募集要項等」と定義します。

[ 資 料 ] 仕様書

## **3 募集の概要**

### **(1) 受託者の選定方法**

提案書類の内容を袋井市学校給食調理・配送等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査基準に基づき審査判定するプロポーザル方式を採用して、優先交渉権者を選定します。

### **(2) 審査結果の通知**

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

### **(3) 契約の締結**

市は、優先交渉権者と協議を行い、協議成立後、契約を締結します。

### **(4) 次点の応募者との交渉**

優先交渉権者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は次点の応募者と協議を行います。

## 4 事業の概要

### (1) 事業の名称

袋井市学校給食調理・配送等業務委託事業

### (2) 業務内容（詳細は、別添「仕様書」のとおり）

#### ア 学校給食センター調理・配送等業務

- (ア) 検収業務
- (イ) 食品保管業務
- (ウ) 調理業務
- (エ) 配缶業務
- (オ) 配送・回収業務
- (カ) 洗浄・消毒及び保管業務
- (キ) 廃棄物処理業務
- (ク) 施設・設備等清掃及び日常点検業務
- (ケ) その他上記各業務に附帯する業務

本委託業務に含まれない（市が行う）主な業務は、以下のとおり

- (コ) 献立作成業務
- (サ) 食材調達業務
- (シ) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ス) 給食費徴収管理業務
- (セ) 食数調整業務
- (ソ) パン、麺類、牛乳の調達
- (タ) パン、麺類、牛乳の配送校への運搬及び容器等回収業務（市が別途発注した業者が実施）

#### イ 小中学校・幼稚園配膳業務

- (ア) 食品受け取り業務
- (イ) コンテナ受け取り業務
- (ウ) 分配業務
- (エ) 運搬業務
- (オ) 食物アレルギー対応食受け渡し業務
- (カ) 回収業務
- (キ) 施設・設備等清掃及び日常点検業務
- (ク) その他上記各業務に附帯する業務

## 5 事業期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

なお、契約日から令和8年7月31日までを業務委託の準備期間とします。

## 6 応募に関する事項

### (1) スケジュール

ア 事前案内	令和7年12月25日(木)～令和8年1月7日(水)
イ 募集要項等の公告	令和8年1月8日(木)～令和8年1月22日(木)
ウ プロポーザル実施説明会 参加申込受付	令和8年1月19日(月)～1月26日(月)
エ プロポーザル実施説明会	令和8年2月4日(水)
オ 質疑受付	令和8年1月21日(水)～1月28日(水)
カ 質疑に対する回答	令和8年1月26日(月)～2月4日(水)
キ 応募意思表明書及び 応募資格証明書類受付	令和8年1月22日(木)～2月6日(金)
ク 提案書類提出期限	令和8年2月13日(金)
ケ プrezentation 及びヒアリング審査	令和8年3月13日(金)13時30分から
コ 審査結果通知	令和8年3月下旬

※ ただし、窓口応対時間は、上記期間のうち土日祝日を除く日の8時30分から12時00分まで及び13時00分から17時15分までとします。

### (2) 応募資格

- ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ これまで、学校給食施設のうち、1日6,000食以上を提供する共同調理場における調理業務の実績を3年以上有し、かつ、静岡市以西の静岡県内で1日3,000食以上を提供する共同調理場における調理業務の委託契約を現在締結している者であること。
- ウ 緊急時等に、即時に適切に指示できる人員を、本社、支社、営業所及または業所等に配置すること。
- エ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- オ 契約締結時点でア及びエの要件を満たす履行保証人を確保すること。

- カ プロポーザル実施説明会に出席していること。
- キ 国、公社、公団及び袋井市を含む地方公共団体において、指名停止措置を受けていない者であること。
- ク 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- ケ 過去3年間に学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 以上の要件の確認基準日は応募意思表明書提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募資格要件を欠くことになった場合には、失格とします。
- ※ なお、受託にあたり、地域における雇用機会の創出を図るため、地元雇用について配慮すること。

### （3）応募手続き

- ア 募集要項等配付
- (ア) 配付期間：令和8年1月8日（木）から令和8年1月22日（木）まで
- (イ) 配付方法：本市ホームページからのダウンロード
- イ プロポーザル実施説明会
- 本プロポーザルに関する実施説明会を次のとおり実施します。応募される事業者は必ず参加してください。参加せず応募した事業者は失格とします。
- (ア) 日 時：令和8年2月4日（水）13時30分から
- (イ) 説明会会場：中部学校給食センター2F会議室
- (ウ) 参加申込期間：令和8年1月19日（月）から1月26日（月）まで
- (エ) 参加申込方法：「プロポーザル実施説明会参加申込書」  
（様式第1号）に必要事項を記入のうえ持参してください。
- (オ) 参加人数：1事業者につき3人までとします。
- ウ 質問の受付及び回答
- 募集要項等の内容に対する質問は、次により受け付けます。口頭による質問は受け付けません。
- (ア) 受付期間：令和8年1月21日（水）から1月28日（水）まで
- (イ) 提出方法：「質問書」（様式第2号）を電子メールにて提出

電子メールの件名を「プロポーザルに関する質問書（参加者名）」としてください。

(ウ) 回答期間：令和8年1月26日(月)から2月4日(水)までに随時回答します。

(エ) 回答方法：質問書提出者及び説明会参加者に電子メールで送信します。

なお、質問書への回答書は、本募集要項等の追加又は修正とみなします。

## エ 応募意思表明書及び応募資格証明書類受付

(ア) 受付期間：令和8年1月22日(木)から2月6日(金)まで

(イ) 提出方法：持参してください。

(ウ) 提出書類：①「応募意思表明書」（様式第3号）

②法人の全部事項証明書（現在事項証明書）

③定款

④就業規則・給与規程その他これらに類する書類

⑤直近3期分の財務諸表（決算書）

⑥学校給食調理業務の受託実績を有していることを証する書類

・1日6,000食以上を提供する共同調理場における調理業務の3年以上の受託実績

・現在、静岡市以西の静岡県内で1日3,000食以上を提供する共同調理場における調理業務の受託実績

⑦過去3年間における食品衛生法に規定する営業禁止または停止の処分の状況及びその原因並びに対応内容報告書

⑧製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

⑨国税及び地方税（法人税）の完納証明書

⑩「宣誓書」（様式第4号）

(エ) 提出部数：正本1部、同様の内容をデータにて提出

(オ) 留意事項：公的機関が発行する証明書については、発行日が提出日の3か月以内のもの

(カ) その他：①提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることができます。

②応募書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格とします。

## オ 提案書類受付

応募意思表明書及び応募資格証明書類を提出した事業者は、次のとおり提案書類

を提出してください。

(ア) 提出期限：令和8年2月13日(金)

(イ) 提出方法：持参してください。

(ウ) 提出書類：①提案書

・別添提案事項について提案してください。

②見積書（様式第5号）

(エ) 提出部数：正本1部、副本10部、同様の内容をデータにて送付

(オ) 留意事項：①審査は匿名で行いますので、提案書類の内容に応募者が特定できる名称、記号、商標等の記入は行わないでください。ただし、正本1部は会社名を明記し、押印をしてください。副本は、会社名を明記せず、押印も不要です。

②提出書類は、指定された様式に従い（指定がない場合は様式は任意）、A4判・縦置き・横書き・左とじ（2箇所をホッチキス留め）  
・2穴で作成してください。

③提出書類には、表紙（ページ数には含めない。）を付すものとし、表紙に表題として「袋井市学校給食調理・配達業務等提案書」と記入してください。

④各ページの余白にページ番号を付してください。

(カ) その他：①提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

②応募書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格とします。

## カ プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

提案書の提出者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(ア) 実施日時：令和8年3月13日(金) 13時30分から

詳細は、別途通知します。

(イ) 実施時間：プレゼンテーション20分、ヒアリング10分

(ウ) 実施場所：袋井市教育会館ICT研修室

(エ) 出席者：5名までとします。ただし、中部学校給食センターの調理業務責任者として配置予定の者の出席は、必須とします。

(オ) 準備物：パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。

ただし、スクリーン及びプロジェクターは市で準備します。

(カ) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

：応募意思表明書の受付順とします。なお、辞退者が出了場合は、順次繰り上げます。

**キ 審査結果通知**

審査結果の通知は、全参加者へ郵送します。（令和8年3月下旬予定）

**ク 優先交渉権者との協議**

優先交渉権者と細目協議を行います。（令和8年3月下旬予定）

優先交渉権者は、市との優先交渉権を有しますが、協議の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、市は次点の応募者と協議を行います。

**ケ 契約締結（令和8年3月下旬予定）**

**(4) 選定手続き等に関する担当窓口**

この募集要項に記載されている各種の手続き、連絡先、提出先等については、次のとおりとします。

袋井市教育委員会おいしい給食課おいしい給食推進係

〒437-0032 袋井市豊沢 2289-2

電話 0538-45-3883 FAX 0538-44-3236

E-mail kyuusyoku@city.fukuroi.shizuoka.jp

**7 応募に関する留意事項**

**(1) 募集要項等の承諾**

応募者は、応募意思表明書の提出をもって、本募集要項等の記載内容を承諾したもののとみなします。

**(2) 応募費用の負担**

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

**(3) 著作権**

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として応募者に帰属します。また、市は参加者に無断で本委託業務の受託者選定以外の目的に使用しません。ただし、選定の公平性、透明性、客観性を期するため公開する場合があります。

**(4) 提出書類の取扱い**

提出された書類は、追加、変更及び差替えできないものとし、理由の如何に関わらず返却しません。

**8 提案書の審査及び優先交渉権者の選定**

**(1) 審査の方法**

優先交渉権者の選定方法は、提案書、プレゼンテーション・ヒアリング、見積価格を定量化した合計点数をもとに総合評価で優先交渉権者を選定します。

## (2) 審査体制

審査を行うにあたり、学識経験者を含めた選定委員会を組織し、優先交渉権者の選定を行います。選定委員の構成は、学識経験者1人、市関係者2人、教育委員会関係者4人、県教育委員会1人の計8人とします。

	職名等	備考
委員長	副市長	
副委員長	教育長	
委員	教育部長	
委員	財政部長	
委員	県教育委員会	
委員	小学校・中学校代表	
委員	幼稚園・子ども園代表	
委員	学識経験者	大学准教授

## (3) 応募書類審査

### ア 応募資格及び見積価格の確認

市は、応募資格と見積価格が予定価格を超えていないことを確認します。応募資格を満たしていない、見積価格が予定価格を超えている場合は失格とします。

### イ 定量化の審査方法

定量化審査は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリング、見積価格の総合評価により実施することとし、その配点及び得点化基準については、市が本委託業務に期待する事項の必要性又は重要性を勘案し設定します。

## (4) 定量化審査（提案内容審査）

### ア 提案内容審査項目の得点化方法

審査項目の小項目別に、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与します。得点は、小数第2位まで算定します。なお、これらは、提案書提出者の相対評価ではなく、絶対評価の方法で行います。

	評価	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において具体的な提案がなされていない	配点×0.00

### イ 提案内容審査の得点化基準

次の表に示す審査項目及び配点に基づき、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を得点化します。

審査項目	配点	審査対象
1 事業者に関すること	20	
(1) 給食の安定的供給の確保	20	提案 事項1
ア 本委託業務が継続的かつ安定的に実施されるものと見込まれるか。	10	
イ 本委託業務が円滑に遂行できる受託実績を有しているか。	10	
2 業務内容に関すること	120	
(1) 学校給食に関する基本的な考え方	25	提案 事項2
ア 学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識しているか。	5	
イ 学校給食を食に関する指導の生きた教材として活用するために必要な調理技術及び衛生管理に関する知識を有し、食の安全を確保するための方策が図られているか。	10	
ウ 食物アレルギー対応の重要性を理解し、食物アレルギー対応食の安全を確保するための方策が図られているか。	10	
(2) 業務実施体制	25	提案 事項3
ア 業務遂行に必要な人員が適切に配置され、指揮命令系統が確立されているか。	10	
イ 優秀な人材の確保や定着の方策が図られているか。	10	
ウ 業務従事者の資質向上のための研修体制が確立されているか。	5	
(3) 安全・安心な学校給食の提供	20	提案 事項4
ア 学校給食衛生管理基準を遵守するための体制が整っているか。	5	
イ 学校給食衛生管理基準を十分理解しているか。	5	
ウ 作業工程表及び作業動線図は適正に作成できるか。	10	
(4) 危機管理	15	提案 事項5
ア 事故の未然防止策や事故発生時の迅速な対応策が確立されているか。	10	
イ 地震等災害発生時の危機管理体制が確立されているか。	5	
(5) プレゼンテーション及びヒアリング	35	提案 事項6
ア 業務受託に対し、積極性や意欲があり、建設的な提案がされているか。（こども園 自園調理業務との連携内容を含む）	25	
イ 予定業務責任者は、業務全体を統轄できる知識及び実績を有しているか。	10	
3 見積価格	10	
合計	150	

#### (5) 定量化審査（見積価格審査）の得点化方法

応募者中、見積価格が最小となった参加者に10点を付与する。他の応募者については、以下の数式で算出した点数を付与する。

$$\text{見積価格点} = \text{配点 (10点)} - (\text{見積価格} - \text{最低見積価格}) / 5,000\text{千円}$$

#### (6) 減点基準

過去3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業禁止又は停止の処分を受けている場合は、総得点から10点を減ずる。

### 9 業務委託契約及び委託料

#### (1) 予定価格

1,550,000,000円（消費税込み）

※予定価格を超えての見積は失格とします。

※予定価格は、「5 事業期間」に掲げる期間の委託料総額です。

#### (2) 入札保証金

免除します。

#### (3) 履行確認等

受託者は、各月の業務終了後、当該月の業務完了報告書を所定の期日までに市に提出し、業務が適正に履行されていることを確認し、その結果を受託者に通知します。

#### (4) 委託料の支払い

委託料は、令和8年9月に初回分として支払います。

受託者は、上記により市が業務を適正に履行していると確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市に請求することができます。市は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払います。なお、市が受託者に支払う各月の委託料の額は、年間委託契約金額をその年の契約月数で除した額とします。ただし、各月の委託料に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て、切り捨てた額の合計の額は毎年度最終の請求における請求額に加えるものとします。

## (5) リスク分担方針

契約締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものでです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延期 に関するリスク	市の指示によるもの	<input checked="" type="radio"/>	
	受託者の事業放棄、破綻		<input checked="" type="radio"/>
不可抗力リスク	天災等による履行不能	<input checked="" type="radio"/>	
	感染症等による履行不能		協議
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		<input checked="" type="radio"/>
計画変更リスク	事業内容の変更等	<input checked="" type="radio"/>	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		<input checked="" type="radio"/>
施設損傷リスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	
備品等貸与品損傷 リスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	
性能リスク	契約仕様に不適合		<input checked="" type="radio"/>
需要変動リスク	実施条件を超える需要変動	<input checked="" type="radio"/>	
	上記以外		<input checked="" type="radio"/>
調理事故・異物混 入等リスク	受託者の責に帰すべき事由による場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	

※ 需要変動リスク（調理食数の日々の変動に伴う勤務調整等）は、受託者の負担とします。

## (7) 関係法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、次の法令等を遵守しなければなりません。なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

- ア 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- イ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ウ アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 98 号）
- エ 労働基準法等の労働関係法令
- オ 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）
- カ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）

- キ 労働基準法等の労働関係法令
- ク その他関係法令等

## 10 業務の開始及び継続が困難となった場合の措置

### (1) 受託者の債務不履行の場合

- ア 受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及びその実施を求めることができるものとします。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとします。
- イ 市は、受託者が本委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人対し、本委託業務の実施を求めることができます。
- ウ 履行保証人は、前項の規定による本委託業務の実施の請求があったときは、受託者に代わって本委託業務を実施しなければなりません。

### (2) 市の債務不履行の場合

- 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときには、受託者は契約を解除できるものとし、受託者は市に対し損害賠償を請求できるものとします。

### (3) 不可抗力等による場合

- 不可抗力又は市及び受託者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と受託者は業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は契約を解除できるものとします。

## 提案事項について

以下の内容についてまとめ、提案書として提出してください。提案した内容については、確実に実行できる体制を整え、業務にあたってください。

### 1 会社概要

会社概要について、以下のことを中心にまとめてください。

- (1) 創立年月日
- (2) 資本金
- (3) 経営方針
- (4) 事業内容
- (5) 組織体制
- (6) 従業員数
- (7) 受託実績

### 2 学校給食に関する基本的な考え方

学校給食の意義や目的について、以下のことを中心にまとめてください。

- (1) 教育の一環としての学校給食を提供することに対する考え方や基本理念
- (2) 学校給食を生きた教材として活用するための、下記の事項を中心とした本市方針を踏まえた調理技術と、学校給食衛生管理基準を遵守した衛生管理に関する考え方や取組み（年間の献立を参考にしてください）
  - ア 地場産物の活用
  - イ 手作り給食の実施
  - ウ 微酸性電解水を使用した生野菜の提供
- (3) 食物アレルギー対応食調理の人員配置と安全確保

### 3 業務実施体制

業務実施体制について、以下のことを中心にまとめてください。

- (1) 作業区分ごとの職員配置計画（資格、経験年数等詳細に記載する。代替要員の確保と対応方法を含む。）
- (2) 業務従事者の指揮命令系統
- (3) 人材の確保及び定着策
- (4) 業務従事者の研修計画
- (5) 環境への配慮
  - ア 廃棄物の削減についての取り組み
  - イ 光熱水費の削減についての取り組み

## 4 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食の提供について、以下のことを中心にまとめてください。

- (1) 学校給食衛生管理基準をふまえた事業者としてのマニュアル
- (2) マニュアル遂行の方策
- (3) 衛生管理体制
  - ア 事業者としての衛生管理体制
  - イ 調理現場での衛生管理体制
- (4) 別紙に示す調理室手配表及び食物アレルギー室手配表に基づき、中部及び浅羽・袋井学校給食センターで調理する場合の調理業務従事者の体制、調理工程表、調理作業動線図

## 5 危機管理

危機管理について、以下のことを中心にまとめてください。

- (1) 事故の未然防止策や事故発生時の迅速な対応策
  - ア 提供した学校給食または調理中に異物混入が発生した場合の対応
  - イ 業務従事者のノロウィルス検査による陽性者発生時の対応
  - ウ そのほかの突発的な事故への対応
- (2) 地震等災害発生時の体制と対応

## 6 プрезентーション

プレゼンテーションにおいては、袋井市が策定した「日本一みらいにつながる学校給食アクションプラン」の推進について、受託事業者がどのような協力ができるかを示してください。また、袋井市認定こども園調理等業務委託との連携に関する内容を必ず含めてください。